

令和3年度6月補正予算案（その3）の概要

新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の期間延長を踏まえ、県からの要請に応じた事業者に対し「協力金」を交付するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	6月補正予算 (その3)	6月現計予算額	(参考) 3年度6現/ 2年度6現
一般会計	22,871.79	485.10	23,356.90	110.0
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	44,840.07	485.10	45,325.18	102.7

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	6月補正予算 (その3)	6月現計予算額
国庫支出金	4,633.68	478.89 ^{※1}	5,112.57
繰入金	973.54	6.21 ^{※2}	979.75
その他	17,264.56	—	17,264.56
計	22,871.79	485.10	23,356.90

※1 国庫支出金は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
(協力要請推進枠分:380.55億円、即時対応分:90.38億円、事務費分:7.96億円)

※2 繰入金は全て財政調整基金繰入金

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 県からの要請に応じた事業者に対する協力金 485 億 1,079 万円

まん延防止等重点措置を実施すべき期間が7月11日まで延長され、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市及び座間市については、引き続き措置区域とすることを踏まえ、要請に応じた事業者に対して、協力金を支払う。

<営業時間の短縮要請の期間等>

	措置区域	その他地域
区域・地域	横浜市・川崎市・相模原市・小田原市・厚木市・座間市※	左記以外
要請期間	令和3年6月21日から7月11日まで	
協力金申請受付開始時期	時短営業期間終了後を予定	

※ 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町及び寒川町については、6月20日を以って、措置区域の指定が終了し、「その他地域」になります。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店等向け・第12弾）

410 億 8,914 万円

	措置区域（27,000 事業所）	その他地域（13,000 事業所）
対象者	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む ※「感染防止対策取組書」の掲示等が交付要件	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの時短営業 ・ 酒類の提供は11時から19時まで ・ カラオケ設備の提供は終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から21時までの時短営業 ・ 酒類の提供は11時から20時まで ・ カラオケ設備の提供は終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）
酒類提供の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客の滞在時間は90分までに制限・管理 ・ 入店人数は1組当たり4人以内 ・ 感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置・座席間隔の確保、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気）を遵守し、「感染防止対策取組書」に明示する ※措置区域においては、これを満たさない店舗は酒類の終日提供停止	
交付金額 (1日・1店舗)	【中小企業】 前(々)年の1日当たりの売上高 ・ 7.5万円以下の店舗 ⇒ 3万円 ・ 7.5万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.4(上限10万円) ・ 25万円超の店舗 ⇒ 10万円 【大企業】 ・ 前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4 (上限20万円) ※中小企業も大企業の方式を選択可	【中小企業】 前(々)年の1日当たりの売上高 ・ 8.33万円以下の店舗 ⇒ 2.5万円 ・ 8.33万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.3(上限7.5万円) ・ 25万円超の店舗 ⇒ 7.5万円 【大企業】 ・ 前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4 (上限「20万円」又は「前(々)年の1日当たり売上高×0.3」のいずれか低い額) ※中小企業も大企業の方式を選択可

・大規模施設等に対する協力金（第3弾）（まん延防止等重点措置区域内に限る）

74億2,165万円

	大規模施設（2,780事業所）	テナント・出店者（5,070事業所）
対象者	特措法第24条第9項に基づく、時短要請を行った1,000㎡超の施設 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件
要請内容	5時から20時までの時短営業 ※イベント開催の場合は5時から21時まで ※生活必需物資を除く	
交付金額 (1日)	【自己利用部分】 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額 【テナント等把握管理分】 (10店舗以上の場合) 「時短営業したテナント数に2千円/日を乗じた金額」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額	【テナント・出店者への協力金】 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額 【映画館への加算分】 「常設スクリーン数に2万円/日を乗じた金額」に 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」を乗じた金額

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252